

# まん延防止等重点措置解除後の当面の対応について

～県民の皆様、事業者の皆様へのお願い～

新型コロナウイルス感染症（第6波）の感染拡大防止につきまして、県民の皆様、飲食店をはじめとする事業者の皆様、医療関係者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様には、多大なる御尽力と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「まん延防止等重点措置」は、令和4年3月21日をもって解除されることとなりました。しかしながら、強い感染力を持つオミクロン株は低年齢層まで社会全体に拡大しており、ワクチン2回接種者の感染も多く認められるなど、新規感染者数は依然として人口10万人当たり（直近1週間）で200人を超えております。

今後、年度末、春休みの時期となり、人流の増加や送別、歓迎等の行事の開催が感染リスクとなり得るほか、オミクロン株の派生型（BA.2）への置き換わりが進んでおり、感染再拡大が懸念されております。

県民の皆様、事業者の皆様には、「まん延防止等重点措置」の解除で油断されませんよう、御自身やお会いされる方が既に感染しているかもしれないとの意識をお持ちください。引き続き、不織布マスクの着用はもとより、換気が悪く大人数が集まる場所などへの外出や、飲食時のマスク非着用での会話など、感染リスクの高い行動を避けるとともに、店舗、事業所等における換気や人との距離の確保など、感染防止対策の徹底、継続をお願いいたします。

## <県民の皆様へのお願い>

- ・ワクチン接種が可能な方は、積極的に接種のご検討をお願いします。
- ・不織布マスクの着用など基本的な感染防止対策の徹底を継続してください。特に、高齢の方や基礎疾患を有する方は、感染リスクの高い場所に近づかないよう御留意ください。
- ・時節柄、花粉症による症状と見分けがつかない場合がありますので、体調変化がある場合は、出勤や登校を控え、かかりつけ医等を受診してください。
- ・飲食を伴う会合は、なるべく少人数で短時間とし、食べる時は会話をせず、会話時は不織布マスクを着用してください。大声やマスク非着用での歌唱は避けてください。
- ・ふじのくに安全・安心認証など感染防止対策が徹底された飲食店を御利用ください。

## <事業者の皆様へのお願い>

- ・飲食店は、こまめな換気、座席間の距離の確保など、業種別ガイドラインや、ふじのくに安全・安心認証制度等に則った感染防止対策を徹底してください。
- ・イベントの開催は、別途お示しする県の開催制限に則った実施をお願いします。
- ・高齢者施設では、感染リスクを避けるため、入所施設におけるオンライン面会等の実施のほか、動線の分離や換気の励行など、感染防止対策を徹底してください。
- ・保育所・幼稚園・認定こども園等においては、発育状況等からマスク着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、可能な範囲でマスク着用をお願いします。なお、2歳未満児のマスクの着用は不要です。
- ・事業所では、在宅勤務、時差通勤のほか、できる限り大人数の会議は避けるなど、人との接触機会を低減する取組を継続するなど、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・福祉施設等では、市町から配付された抗原定性検査キットを活用し、感染者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

令和4年3月18日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 静岡県知事 川勝 平太